

# 議会ものしり博士 再登場



来年1月末には、立山町長・町議会議員選挙が行われます。来年3月までの間に、県内では10月中旬に実施された上市町のほかに、相次いで選挙が行われる予定です。いずれにしても、来年の4月には、県内で町村が5つしか残らないことから、節目の年といえます。これは、富山県に限ったことではなく、全国的にも大きな節目となっております。そのため、全国町村議長会では、執行機関である町長と議決機関である議会の権限のあり方など、議会の活性化策について議論が進められております。そこで、現状はどうなっているのか、質疑応答形式で説明します。

**Q** 議会はいつ開かれているの？  
**A** 法律では、定例会が年に4回以内と定められているので、3月、6月、9月、12月というのが、通例のようだ。

**Q** それでは、議会を召集するのは、当然、議長でしょう？  
**A** 実は町村長のみの特権なんだ。ただし、議員定数の4分の1以上で請求した場合は、議長は臨時会を召集しなければならないという規則はあるけど。そこで、全国町村議長会でも、議長に議会召集権があるよう法律の改正を要望しているんだ。

**Q** やっぱ、町村長の方が権限があるんだね？  
**A** 議会と長の関係は二元代表制といって、どれも住民を代表しているの、同じとも言える。反対に日本の国会では、議院内閣制をとっているの、

総理大臣よりも国会の権限が重いということになるんだ。  
**Q** ふーん。そんなふうには見えないけど……。  
**A** 最近、衆議院議員選挙が行われたけれど、「代議士」というのは、衆議院議員のことを言うんだよ。参議院議員はそのままだけど、この際、言っておくけど、たまに、町議会議員のことを「議員さん」と呼ぶ人がいるけど、「議員」だけでも十分敬語に値するから、「さん」付けはやめようね。

## 議場の花

雄山家政専修学校  
(吉本澄子校長)  
より寄贈



## あとがき

この号で平成11年11月に創刊準備号を発売してから、丸6年となりました。当時の「あとがき」を読むと、準備号第2号までは、議員一期生全員が編集に関わっていました。つまり、今の編集委員そのままです。少しは、進歩したでしょうか？

さて、4年前もそうでしたが、来る12月議会分の議会広報は休刊させていただきます。それは、通常なら編集作業に取り組んでいるはずの来年の1月は、町議会議員選挙があるため、議会広報委員そのものが欠員状態になっているためです。お許しください。

選挙後は、議員定数が18名から14名になるために、議会広報の発行を続けるかどうか、新しい議会で決めることとなります。(舟橋 記)

### 議会広報特別委員会

委員長 舟橋貴之  
副委員長 町田信子  
委員 坂井立朗  
窪田一誠  
村田 昭  
米田俊信

議会や議会だよりについてのみなさん  
ご意見・ご感想は  
立山町議会内  
議会だより係  
TEL 463-1121 ☒  
FAX 464-1118

立山町議会事務局

〒930-0292 富山県中新川郡立山町前沢2440

ホームページ <http://www.town.tateyama.toyama.jp/> [議会議録] もご覧ください。